

「水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定及び指定の見直しについて」に係る東京都環境審議会答申について

東京都環境審議会（会長：田辺新一早稲田大学教授）は、平成 28 年 6 月に都知事からの諮問を受け、都内の河川に適用する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定及び指定の見直しについて審議し、2 月 3 日の第 45 回東京都環境審議会において、[別紙（PDF 形式：1,143KB）](#)のとおり答申されましたので、お知らせします。

都は、この答申を受け、本年 4 月を目途に水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定について改正を行い、水質汚濁に係る生活環境の保全に努めてまいります。

※制度の概要などについては、[参考資料（PDF 形式：366KB）](#)をご覧ください。

1 経緯

東京都では、環境基本法（平成 5 年 法律第 91 号）に基づき、生活環境の保全に関する環境基準について、水質汚濁の防止を図る必要のある公共用水域毎に類型を指定し、環境基準値を具体的に決定しております。

水域毎の類型の指定については、水域の利用状況の変化などで適宜見直しを行うことになっており、都内の河川における水質の改善状況をふまえて、水域類型の指定及び指定の見直しを行いました。

2 総括表（AA 類型の水域が最も水質が良く、厳しい基準値となります）

| 水域類型 | 現行の水域数 | 見直し後の水域数 |
|-------|--------|----------|
| AA 類型 | 2 | 6 |
| A 類型 | 7 | 23 |
| B 類型 | 8 | 3 |
| C 類型 | 17 | 10 |
| D 類型 | 9 | 8 |
| E 類型 | 4 | 0 |
| 合計 | 47 | 50 |

※昨年 11 月 30 日から 12 月 21 日まで実施しましたパブリックコメントの結果は、環境局ホームページに掲載しています。

[こちらをクリックしてください。](#)

※本発表は、[環境局ホームページ](#)においてもご覧いただけます。

【問合せ先】

環境局自然環境部水環境課

電話 03-5388-3549、3569

内線 42-620、651